

浮島地区蒸気原動機羽根製造工場計画

に係る条例環境影響評価審査書

平成13年8月

川崎市

<目 次>

はじめに	1
1 指定開発行為の概要	2
2 審査結果及び内容	3
(1) 全般的な事項	3
(2) 個別事項	3
ア 緑の質及び量等	3
イ 騒音及び振動	3
ウ 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）	4
エ その他	4
(3) 環境配慮項目に関する事項	4
(4) 事後調査に関する事項	4
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過	5

はじめに

「浮島地区蒸気原動機羽根製造工場計画」（以下「指定開発行為」という。）は、株式会社東芝（以下「指定開発行為者」という。）が、昭和50年前半より重電技術に関する研究を行っている川崎区浮島町4番1号の浮島地区電力・産業システム技術開発センター敷地を分割し、東側部分を工場に用途変更し、既存建屋において、蒸気タービンの羽根を製造するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査し、その予測評価を行い、平成13年4月16日当該指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を提出した。

川崎市では、前述の準備書の公告縦覧を行ったが、提出締切日までに意見書の提出がなかったこと等から、川崎市環境影響評価に関する条例第24条に基づき、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

・ 東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社 東芝

取締役社長 岡村 正

(2) 指定開発行為の名称及び種類

・ 名称：浮島地区蒸気原動機羽根製造工場計画

・ 種類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）施行規

則（平成12年川崎市規則第106号）第3条で規定する別表第1の5に該
当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

・ 位 置：川崎市川崎区浮島町4-1

・ 区域面積：47,490m²

・ 用途地域：工業専用地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

研究施設敷地の一部を工場に用途変更し、既存建屋において蒸気タービンの羽根を製造する。

イ 土地利用計画

生産施設用地 6,146m² (12.9%)

研究施設用地 4,030m² (8.5%)

倉庫用地 1,819m² (3.9%)

植栽地 13,000m² (27.4%)

構内通路・駐車場 22,495m² (47.3%)

ウ 設備計画

翼面加工機、マシニングセンタ、フォーク溝加工機、フォークカッタ－再研磨機、ピン穴加工機、天井クレーン、翼面半自動研磨機、治工具等。

2 審査結果及び内容

本指定開発行為にあたっては、次の各項に掲げる審査の内容について遵守すること。

(1) 全般的な事項

本計画は、研究施設用地を工場に用途変更し、既存建屋において蒸気タービンの羽根を製造するものであり、新たな造成及び建築工事を行うものではない。

しかし、今回新たに工場立地法の適用を受けることになったことから、より一層の環境保全に向けて、総合的な観点から環境への負荷の低減等を図っていくことが望まれる。

(2) 個別事項

ア 緑の質及び量等

緑化計画については、現況植生調査、文献調査の結果を踏まえて適合性のある樹種を選定し、「川崎市緑化指針」に基づき植栽することから植生充実度の向上は図られるものとしている。

植栽地の土壤については、コンクリート塊等を含み有効土層が薄いことから、客土及び土壤改良等植物の良好な生育に必要な土壤対策を行うとしているが、実施にあたっては適正な植栽基盤整備を行うこと。

また、緑被については地区別環境保全水準に適合するとしているが、現グラウンドを緑陰広場として再整備し、適合を図ったものであることから、その保全育成を図るとともに、事業所敷地において、更なる緑化の推進に努めること。

イ 騒音及び振動

建設機械の稼働に伴う騒音及び振動については、当計画地が工業専用地域であるため、地区別環境保全水準の適用を受けないが、建設機械の稼働にあたっては、低騒音・低振動型の機種を選定すること。

また、供用時における工場騒音及び振動レベルの予測値は、地区別環境

保全水準に適合するとしているが、設備機器等については低騒音、低振動等の機種選定に配慮すること。

ウ 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）

建設時の産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守することはもとより、再生利用の徹底に努め、「建設廃棄物処理指針」（厚生省通知）に基づき具体的な処理・処分の方法、並びに処理業者の選定を行い、適切な処理・処分を行うこと。

供用後に発生する一般廃棄物については、構内に設けられた保管場所において分別回収し、可能な限り再資源化を図ること。

なお、産業廃棄物については、既設の研究施設と一体として、許可を受けた専門業者に委託するとしていることから、適正な処理・処分が行われるものと考えるが、事業者責任として処分先の確認を行うこと。

また、工事用車両の走行にあたっては、適宜洗車措置を行うなど、道路の汚損を避けるよう十分配慮すること。

エ その他

施設内の生活排水については単独浄化槽で処理後、多摩川へ放流しているが、合併浄化槽の採用等により多摩川への環境負荷を低減することが望まれる。

(3) 環境配慮項目に関する事項

廃棄物の再資源化、地球温暖化への取り組みなど事業所全体での環境配慮への取り組みを強化することが望まれる。

(4) 事後調査に関する事項

緑の質及び量等については、適合植栽樹種の選定、植栽基盤整備、積極的な緑化等を行うため、現況を上回る豊かな緑の環境が育成されるとしているが、その保全管理に配慮し、樹木の生育状況等について、適宜、市へ報告することが望まれる。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成13年 4月16日（月） 指定開発行為実施届出受理

4月24日（火） 条例環境影響評価準備書縦覧公告

4月24日（火） 条例環境影響評価準備書縦覧開始

縦覧者 なし

6月 7日（木） 縦覧終了

6月 7日（木） 意見書の締切り 意見書提出なし